

「

パットゴルフ	パークゴルフ
250 円	150 円
400 円	200 円
200 円	100 円

を

」

「

パークゴルフ
170 円
220 円
110 円

に改め、

」

別表 1 備考 1 中「320 円」を「350 円」に改め、同表中備考 4 を削り、備考 5 を備考 4 とする。

(4) 別表 2 中「・パットゴルフ」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 の規定は、この条例の施行の日以後に始める利用に係る利用料について適用し、同日前に始めた利用に係る利用料については、なお従前の例による。

(理 由)

老人休養ホームの利用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。